

さいたま新都心駅前大型映像装置広告取扱要領

平成 18 年 7 月 13 日
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
令和元年 12 月 25 日改正
令和 3 年 3 月 16 日改正
令和 5 年 8 月 10 日改正
(都 市 局 長 決 裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま新都心駅前大型映像装置（以下「大型映像装置」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型映像装置 さいたま新都心駅東西自由通路に設置されている映像装置
- (2) 広告 大型映像装置に表示されるデジタルコンテンツ
- (3) 公共広告 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の P R 及びニュース等
- (4) 一般広告 公共広告を除く、商業等の P R を行う広告
- (5) 広告主 広告掲載決定通知を受けた者

(広告の範囲等)

第 3 条 広告の範囲等は、さいたま市広告掲載要綱（平成 18 年 7 月 4 日市長決裁）及びさいたま市広告掲載基準（平成 18 年 7 月 4 日政策局長決裁）に基づくものとする。

2 公共広告は、さいたま市広告掲載要綱第 5 条に定める審査機関による審査の対象とならない。

(広告の掲載時間帯)

第 4 条 広告の掲載時間帯は、午前 7 時から午前 0 時までとする。

(広告の規格)

第 5 条 広告（画面）の大きさは、横 5 m×縦 3 m とし、アスペクト比を横 16：縦 9（横 1,920 ピクセル×縦 1,080 ピクセル又は横 1,280 ピクセル×縦 720 ピクセル）とする。

2 放映秒数は、1 回 15 秒（1 日当たり 102 回）とする。ただし、必要があると認められるときは、この限りではない。

3 掲載保証回数は、原則として 1 日当たり 80 回とする。

4 公共広告は、広告掲載時間の 3 割以上とする。

5 ファイル形式は、静止画を J P E G、動画を W M V または M P 4 とする。

6 災害等の非常時は、Lアラートの災害情報を掲載するとともに、大規模災害時にはNHK非常災害時緊急放送を掲載する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、週単位、月単位又は年単位とする。

2 公共広告の掲載期間は、2か月以内とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 大型映像装置へ広告を掲載しようとする者は、さいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申込書は、広告の掲載開始希望日の20日前までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を申込人に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否及び掲載条件等について、さいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載決定通知書(様式第2号)又はさいたま新都心駅前大型映像装置広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込人に通知するものとする。

(広告掲載契約の締結)

第9条 市長は、広告主とさいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載契約書(様式第4号)により広告掲載契約を締結する。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、別紙1のとおりとする。

2 広告主は、広告掲載料を前条の契約で定められた日までに納付しなければならない。

3 市長は、広告掲載の取消し、取下げ、中止等があったとき、広告主と協議調整を行い、広告掲載料を算出し、請求するものとする。

(広告掲載料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める割合により広告掲載料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共広告については100分の95

(2) 国又は地方公共団体が協賛、後援しているイベント等の一般広告については100分の50

(3) 別紙2に定める区域に事業所等がある企業等の一般広告については100分の50

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が認める広告については市長がその都度定める割合

2 広告掲載料の減額又は免除を受けようとする申込人は、さいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載料減免申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告は、申込人の責任及び負担で作成するものとする。

2 申込人は、広告を広告掲載開始日の5開庁日前までに提出しなければならない。

3 広告は、ウィルス検査を行い、完全に編集されたものでなければならない。

4 広告は、CD等の記録媒体又は電子メールで提出するものとする。

(広告の内容等の変更)

第 13 条 市長は、広告が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、申込人に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載等の取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載等を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載が決定した後、広告掲載開始日の 5 開庁日前までに広告の提出がないとき
- (2) 広告主又は広告の内容等がこの要領等に抵触するとき
- (3) 災害等の非常時に LアラートやNHK非常災害時緊急放送を掲載するとき

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は自己の都合により、大型映像装置への広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。
- 3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 広告主は、第 14 条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、本市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 7 月 13 日から施行する。
(さいたま新都心駅前大型映像装置放映に関する基準の廃止)
- 2 さいたま新都心駅前大型映像装置放映に関する基準(平成 17 年 11 月 1 日都市局長決裁)は、
廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行の日の前日までに、廃止前のさいたま新都心駅前大型映像装置放映に関する基準の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

大型映像装置広告掲載料

1 基本条件

午前7時～午前0時（17時間）稼働・1回当たり15秒・1日当たり80回以上
広告掲載料には広告代理店手数料を含む

2 週額広告掲載料（基本料金）

週数	広告掲載料（税込）
1	270,000 円
2	540,000 円
3	810,000 円
4	841,000 円

3 月額広告掲載料（基本料金）

月数	広告掲載料（税込）
1	841,000 円
3	1,568,000 円
6	2,324,000 円
12（年額）	3,469,000 円

4 その他の広告掲載料

時間	広告掲載料
30 秒	基本料金×2
45 秒	基本料金×3
60 秒	基本料金×4

別紙 2

第 11 条第 1 項第 3 号に示す区域（さいたま新都心地区）

